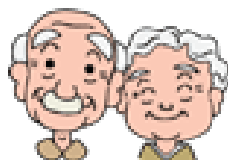
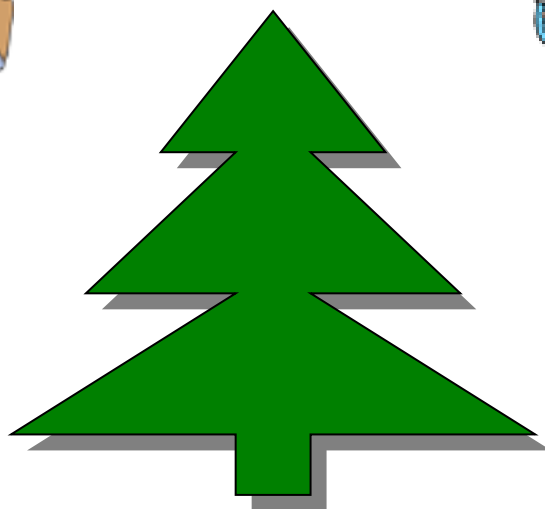
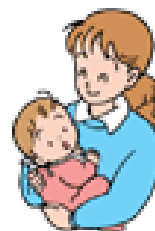


生活保護のしおり

生活保護の相談や申請をされる方のために

島田市



目 次

○はじめに	・ ・ 1ページ
○生活保護とは	・ ・ 1ページ
○生活保護を受けるには	・ ・ 2ページ
○生活保護の申請手続きは	・ ・ 4ページ
○生活保護が決まったら	・ ・ 5ページ
○医者にかかるとき	・ ・ 6ページ
○保護費を返さなければならないとき	・ ・ 7ページ
○民生委員の役割	・ ・ 8ページ
○その他	・ ・ 8ページ

はじめに

この「生活保護のしおり」は生活保護制度について、その目的、内容等をわかりやすく簡潔にまとめたものです。

生活保護とは

- 私たちは、思いがけない病気やけがなどいろいろな事情で、自分たちの力ではどうしても生活に困ってしまうことがあります。
- 生活保護は、自分たちががんばっても生活していけないとき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。
- 生活保護は、次の8種類の扶助に分けられています。

①生活扶助・・・日常生活に必要な費用（食費、光熱水費等）

②教育扶助・・・義務教育を受けるために必要な学用品費

③住宅扶助・・・アパートの家賃等

④医療扶助・・・医療サービスの費用

（治療費、薬代、通院費用等）

⑤介護扶助・・・介護サービスの費用（ヘルパーの利用費等）

⑥出産扶助・・・出産費用

⑦生業扶助・・・就労に必要な技能の修得等に掛かる費用

（就職支度費等）

⑧葬祭扶助・・・葬祭費用（運搬費用等）

生活保護を受けるには

- 生活保護は、活用できる能力や資産その他あらゆるものをすべて活用した後に、初めて適用されるものです。【生活保護法第4条関係】
- 能力、資産の活用等とは、次のことをいいます。

①働くことができる方は、その能力（稼働能力）に応じて働いてください。

※ハローワーク等を利用し、求職活動を行ってください。

②所有する財産で利用できるものは、売却などを行い、生活費に充ててください。

※財産・・・預貯金、各種保険（解約返戻金）、自動車、家屋、土地など

※なお、生活保護を受けている期間は、自動車の保有や使用は原則認められません。また、他人名義の自動車の使用も、同様に認めることはできません。

③他の制度で給付を受けることができる場合は、優先的に活用してください。

※他の制度の給付・・・老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当、失業給付金、自立支援医療、税金減免制度など

④親子、兄弟姉妹などの親類縁者から援助を受けられる場合は、援助を受けてください。

※ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、対応します。

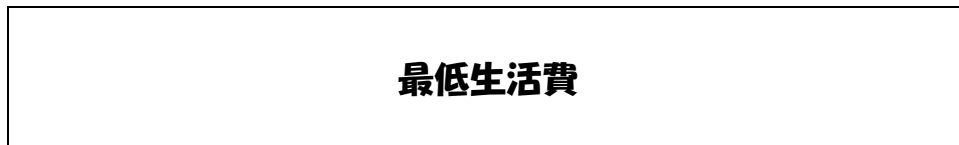
- 生活保護費は、世帯の収入と厚生労働大臣が定めている基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

◆保護が受けられる場合



※収入の額により、保護費の割合が変わります。

◆保護が受けられない場合



※基準（最低生活費）を超過しているため、保護は受けられません。

◎収入とは、世帯全体が得る次のことをいいます。

働きによる収入、各種の年金・手当、親族からの仕送り、その他貯金、保険金、財産を処分して得た収入など

生活保護の申請手続きは

①相談

生活にお困りの方は、お近くの民生委員または、福祉事務所に相談してください。

②申請

福祉事務所で、「生活保護申請書」の提出などの手続きをしてください。申請には、資産や収入などについて申告する「収入申告書」・「資産申告書」・「給与証明書」、またそれらについて関係機関に資料の提供等を求めることについての「同意書」などを提出していただくこととなります。

③調査

申請書に基づき、ケースワーカー（地区担当職員）が生活の様子などを調査するため、ご家庭等を訪問します。

また、次の事項について関係機関に資料の提供等を求めます。

- (1) 預貯金の状況
- (2) 生命保険等の加入状況
- (3) 公的年金等の受給状況
- (4) 自動車等の保有状況
- (5) 不動産の保有状況
- (6) 扶養義務者の扶養能力
- (7) 暴力団への在籍状況

④決定

調査が終わった後、生活保護の要否判定を行い、結果をお知らせします。

生活保護が決まったら

○ 生活保護受給者には、以下の権利と義務があります。

【権利】

- ①不利益変更の禁止（生活保護法第56条）
- ②公課禁止（生活保護法第57条）
- ③差押禁止（生活保護法第58条）
- ④譲渡禁止（生活保護法第59条）

【義務】

- ①生活上の義務（生活保護法第60条）
- ②届出の義務（生活保護法第61条）
- ③指示等に従う義務（生活保護法第62条）
- ④費用返還義務（生活保護法第63条）

○ 次のことを、必ず守っていただきます。

- ①世帯の中で働ける人は、その能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。
※求職活動報告書を提出してください。
- ②ギャンブル、飲酒や喫煙を止めるなど、生活費の無駄を無くし、規則正しい生活が送れるよう努力してください。
- ③病気の方は、早めに治療し、医師の指示を守って、早く元気になるよう療養してください。
- ④必要な訪問・調査は必ず協力して、拒否しないようにしてください。
- ⑤収入申告書を定期的に提出してください。

⑥次のことについては必ず届け出てください。（届出の義務）

- (1) 収入及び収入額の変更は、すべて申告してください。
 - ア 給料や内職収入など（給料明細書等）
 - イ 年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入（支払通知等）
 - ウ 親族からの仕送り
 - エ 賞与や保険金、慰謝料などの臨時収入（証明する書類等）

- オ その他の収入
- (2) 生活状況が変わる場合は、速やかに連絡してください。
- ア 就職や退職、内職の変更など
 - イ 世帯員の転出や転入、妊娠、結婚、死亡など
 - ウ 進学や卒業、中退など
 - エ 交通事故に遭ったときなど
 - オ 家賃や地代が変わったとき
 - カ その他生活状況が変わるとき
- (3) 給与、アルバイト収入などには、就労控除、未成年控除、認定除外などの制度により、収入と認定しないものがあります。

⑦生活保護受給中は、年金担保貸付を受けることはできません。また、金銭の貸借も認められません。

⑧福祉事務所の指導や指示には必ず守ってください。

これらのことに従わない場合は、生活保護を「変更」、「停止」又は「廃止」することがあります。

医者にかかるとき

- 病院名、通院日、利用する薬局名を事前に福祉事務所に連絡してください。
- ※生活保護法の指定を受けた病院及び薬局のみ、医療扶助で対応することができます。そのため、**事前連絡が無い場合は10割自己負担になることもあります。**
- 原則として、同じ病気で2か所以上の病院にかかることは、できません。
- 生活保護の受給中は、国民健康保険証・母子家庭等医療費助成金受給者証等については、使用できません。そのため、病院及び薬局にかかる場合は、「医療券（病院）」及び「調剤券（薬局）」が必要となります。

- 医療券及び調剤券は、福祉事務所で交付しますので、受診前に必ず交付を受けてください。
- 土日・祝日・夜間に受診する場合（緊急等）は、「休日・夜間等受診証」を病院等に提示してください。受診した際は、速やかに福祉事務所に連絡してください。

保護費を返さなければならないとき

- 年金や就労収入などが増えたとき、臨時の収入が入ったとき、世帯員の数が減ったとき、入院したとき（在宅基準→入院基準）の届出が遅れると保護費を払い過ぎてしまう場合があります。その場合は、払い過ぎたお金を返還していただきます。
- 福祉事務所は、課税調査などにより受給中の収入状況を調査しています。
- 収入や資産があるにもかかわらず、申告をしなかった場合、偽りの申告をした場合など、不正な方法で保護費を受けた場合には、保護費を返還していただきます。
※この場合、法律により罰せられることがあります。

- 急迫の状態などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、すでに支給された保護費を返還していただきます。

※例えば、

- ・ 土地等を保有しているが、すぐに処分できず、その後処分できたとき
- ・ 年金を遡って（さかのぼって）受け取ったとき
- ・ 交通事故の補償金（示談金等）を受け取ったとき

民生委員の役割

- あなたの家の近くには、あなたの地区を担当する民生委員がいます。
- 民生委員は、あなたと行政とのパイプ役です。
- 民生委員は、生活上の相談や問題など、何でも気軽に相談することができます。
- 民生委員は、児童委員も兼ねているため、子供に関する相談も受け付けています。
- 民生委員は、秘密を守る義務（守秘義務）がありますので、安心して相談してください。

その他

- 福祉事務所の決定に疑問があるときは、担当員（ケースワーカー）におたずねください。また、それでも納得いただけないときは、決定があったことを知った日の翌日から3ヶ月以内に、静岡県知事に対して、不服申し立て（審査請求）をすることができます。
- わからないことや困ったこと、相談したいことがあるときは、ケースワーカー（地区担当職員）におたずねください。

H29.9

島田市福祉事務所（島田市役所本庁舎内）

〒427-8501 島田市中心1番の1

電話 0547-36-7158（福祉課 生活福祉係）